

令和6年度 第5回
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和6年2月12日(水)

午後1時00分～午後2時00分

場 所：栃木市役所 4階 402会議室

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただいまから第5回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。始めに小久保会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小久保会長)

皆様こんにちは。

寒い中ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから、第5回栃木市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。皆様よろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは会議を進めさせていただきます。

会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に、協議会の会議は会長が議長となると規定されておりますので、小久保会長をお願いしたいと思います。

会長よろしくをお願いいたします。

(小堀会長)

それでは会議を進行させていただきます。始めに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

はい、ご報告いたします。本協議会の定数は18名であります。本日は10名の方が出席されており、遅れてあと2名ご出席いただける予定となっております。栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

(小久保会長)

ありがとうございました。

次に、会議録署名者の指名でございますが、慣例によりまして2人の委員を指名させていただきます。6番の坂田 知司 委員、8番の栗 口 淳子 委員をお願いをしたいと思っております。

それでは、次第4の議事に移ります。

始めに、(1) 令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について ほか、を議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、**資料1**をご覧ください。令和7年度 栃木市 国民健康保険特別会計予算(案) について、ご説明いたします。

増減のある主なところをご説明させていただきます。

まず、歳入についてであります。1款国民健康保険税につきましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少を踏まえ、約2億1千万円の減額としております。

次に、5款県支出金につきましては、診療報酬等 審査支払経費の減による普通交付金の減額等により約5億円の減となっております。

2ページをご覧ください。

7款繰入金につきましては、約2億4千万円の増額となっております。被保険者の減少等の影響により、表の上段、保険基盤安定繰入金等は減額となっておりますが、現行税率が標準保険料率を下回っていることから、慢性的な財源(税込)不足となっており、それを補うため、一番下の行の保険財政調整基金から、6億3千万円余を取り崩すこととなるため、結果、増額となっております。

8款繰越金につきましては、今年度の決算によるため千円の科目存置としております。

2ページ一番下の合計欄であります。令和7年度の予算(案)につきましては、歳入歳出ともに予算総額166億7,022万9千円であり、対前年度比4億6,146万円の減、率にして97.3%でありまして、前年度比1.1ポイント減の予算となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

まず、2款 保険給付費につきましては、一般被保険者診療報酬支払経費、一般被保険者療養費支払経費、一般被保険者高額療養費支払経費等、医療の高度化により一人

当たりの医療費は増加傾向にあります。被保険者の減少が大きいことから約4億9千万円の減額といたしました。

次に、4ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しますと、約5千3百万円の増額となっております。

事業費納付金につきましては、後ほど資料3の方でご説明いたしますが、令和7年度の事業費納付金の確定が当初予算内示に間に合わないことから、当初予算案の数値は、県が示した令和6年度の納付金額を元に、要求したものとなっております。

このため、当初予算案と確定値とは数値が異なっておりますが、これにつきましては、令和7年度の補正予算で対応させていただく予定であります。

次に5款保健事業費につきましては、前年度と比較しますと、約7百万円の減額となっております。

最後の6ページにつきましては、ただいま、ご説明させていただいた内容を簡単に記載したものであります。

また、参考といたしまして、保険財政調整基金の残高は、令和6年度末で約27億8,600万円になる見込みであります。

資料1の説明は以上であります。令和7年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)につきましては、来たる3月議会定例会にて、ご審議をいただくこととなっておりますので、本日は、概要のご報告ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、資料2をご覧ください。

国民健康保険事業運営について(答申)であります。

前回の運営協議会、並びに郵送による答申書(案)に対するご意見等を踏まえ、令和7年1月6日付答申を出させていただきました。大変、ありがとうございました。

いただいたご意見につきまして次のページにまとめさせていただきましたが、次年度も協議を継続してまいりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

続きまして、資料3をご覧ください。

令和7年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果についてであります。この度、県より令和7年度分の事業費納付金と標準保険料率確定値が示されましたので、予算関連資料として、ご報告するものであります。

まず、1の国保事業費納付金、(1) 国保事業費納付金総額であります。令和7年度の国保事業費納付金は、合計42億8,759万9千円と決定いたしました。

対前年度比2億4,319万9千円、106.01%の増額となっております。

こちらの国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し算定されておりますが、県におきましては、「納付金総額の急激な上昇を抑えるため、10億円を活用する。」とし、本市においては、約8,150万円の減額調整が行われております。県の説明では、この財源については、県の財政安定化基金（財政調整事業分）から10億円を取り崩し、減算に活用したとの説明がありました。

続きまして、(2) 被保険者一人当たりの負担額であります。令和7年度の被保険者一人当たりの負担額は、16万8,314円となっており、前年度に比べ、10,292円の増となっております。

次のページ、2の標準保険料率であります。県が示した事業費納付金の支払いに、必要な税額を確保するための令和7年度の標準保険料率であります。

数値につきましては、(1)の令和7年度標準保険料率（市町村算定方式）のとおりであります。

一番下の表、(3)の比較(1) - (2)につきましては、令和7年度の標準保険料率と現行税率との比較になります。一番下の合計欄をご覧ください。

所得割は区分ごとには異なりますが、合計では2.01%標準保険料率が上回っております。

均等割についても15,391円、平等割についても5,175円、標準保険料率が上回っております。

以上の通り、県が示した事業費納付金の支払いに必要な税額を確保するための令和7年度の標準保険料率は、本市の現行税率を上回っております。

また、参考として掲載しました令和6年度標準保険料率と比較しても、若干乖離の幅が開いたことがわかると思います。

今後の課題といたしましては、令和10年度の納付金ベースの統一までに、いかにして、標準保険料率と本市の税率の乖離幅を縮めていくか、ということになるかと思っております。

また、財政調整基金の取扱いや取り崩しがどのようになっていくかなど、今後とも適正な財政運営のため、被保険者の減少や医療費の推移等をはじめ、「こども子育て支援金」等の動きなど、国や県の動向等にも注視していきたいと考えております。

続きまして、[資料4](#)をご覧ください。子ども・子育て支援金制度に係る保険税算定方式の対応についてという資料であります。

こちらの資料は、先月、栃木県国保運営方針連携会議にて示されたものを一部抜粋したものであります。

まず、1の背景及び趣旨であります。上から ○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 47 号）の成立に伴い、令和8年度から、各医療保険者は被保険者等から「子ども・子育て支援金」を保険料（税）として徴収する制度が創設されました。

次に、国は支援金制度導入後の国民健康保険制度として「子ども・子育て支援納付金賦課額」を決定する際の算定方式について、2方式・3方式・4方式から保険者が設定する」ことなどを提示しております。

下の段落になりますが、各市町が従来から国民健康保険税として賦課する「基礎賦課額（医療分）」「後期高齢者支援金等賦課額（後期分）」「介護納付金賦課額（介護分）」に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」が追加されるため、毎年度、県から市町に提示する「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」においても、「子ども・子育て支援納付金賦課額」分を追加していく見込みであるとのことです。

また、その下の段落になりますが、従来からの賦課項目は、将来的な保険税水準の統一に向けて、令和10年度までに3方式（所得割・均等割・平等割）に統一することで合意しているため、新たに賦課していく「子ども・子育て支援納付金賦課額」の算定方式についても、令和8年度の制度導入時点から各市町の足並みをそろえていくことが望ましいとの説明でありました。

2ページをご覧ください。こちらは、子ども・子育て支援金制度導入後の国民健康保険制度の現段階でのイメージ図となります。

こちらををみますと、現行税率の区分については、「医療給付費分（基礎賦課額）」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」3区分であります。そこに「子ども・子育て支援金分」が新たに加わるというイメージになります。

3ページをご覧ください。

こちらは、子ども・子育て支援金制度の施行に向けたスケジュール案となります。本市における区分については、表の下から2番目の市町村になりまして、来年度はシステム改修と条例等の改正が必要となってきます。

また、支援金に係る仮算定については、10月から12月、本算定については、令和8年の1月から3月と示されており、賦課額の決定は令和8年の4月から6月とされております。

いずれにいたしても、令和7年度においては、国保保険税率等の見直しと合わせて、子ども・子育て支援金納付額につきまして、委員の皆様へ情報等が入りましたら逐次お示ししながら協議を進めてまいりたいと考えております。また、引き続き国や県の動向等にも注視しながら、円滑な財政運営となるよう努めてまいります。

説明は、以上でございます。

(小久保会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(A委員)

先ほど説明があった、子ども・子育て支援制度のことなんですけれども、制度が決定されたということで令和8年度から徴収するというふうにお話がありましたよね。

資料のスケジュールで、令和8年の1月から6月に賦課額が決定ということですのでけれども、普通保険料ってその頃に払うものではありませんでしたか。

(事務局)

こちらのスケジュール表ですとこのような形になっておりますが、実際に賦課する自治体としましては、このスケジュールですと年度当初からの賦課というのが非常に難しく、到底間に合わないと考えておまして、県のほうにも少しでも前倒しにならないかということで意見を出しております。

こちらのスケジュール表は国のこども家庭庁が示したのになりますので、今後このスケジュールが若干修正されてくるかなと考えておりますが、もし、このスケジュール通りになったらどのように手続きを踏んでいくのかということも、今後は考えていかなければならないのかなと考えております。

(A委員)

なぜこの質問をしたのかというと、わたしの友達も、こんなことを言うのは失礼ですが、年金生活者にとって、保険料はやはり負担なんですよね。そのうえで「子ども・子育て支援納付金」というのは払わなくてはいけない。そうすると、いつ頃始まるのかとか、生活とかそういうものに関わってくる人も結構知り合いにいるんですよね。

だからさっき質問したのが、このスケジュールを子ども家庭庁が示したということなんですけれども、これでは保険料の納付が間に合わないと思って。

そうすると、他の時期にずらして8月とか9月とかに徴収されるのかななんて思ったのでちょっとお聞きしたかったんですが。

(事務局)

国保税の第1期の納期が7月から始まります。ただ決定が年度当初4月でありますので、到底このスケジュールでは決定に間に合わないのではないかとこのところ、その辺りは今後の国の協議になるかと思っておりますので、注意して見ていきたいと考えております。

もし間に合わない場合に、例えば年度の途中からということも、もしかするとあるかもしれませんが、その辺りがまだわからないところであります。

(小久保会長)

他にご質問等はございませんでしょうか。

(B委員)

予算なんですけど、令和7年度分の事業費納付金上がるという話で、**資料3**の1ページ目の数字ですよね。42億8,759万9千円ですか。

これになるというのは前の予算のところにある支出のページの4ページ目の3款の数字ということではないですか。

そうすると、例えば歳入の部分には集めている保険税の他に県の支出金とかそういうものがありますよね。繰入金、これも書いてあると思うのですが、この部分は変わらないで納付金の部分だけ変わるのですか。このフォーマットのままで納付金の部分だけ変わるということですか。

(事務局)

まず、歳出の3款の納付金につきまして、こちらの予算額については令和6年度の納付金をベースにしております。

(B委員)

先ほどの金額がここに組み入れられるということですよ。歳出が増えるということでは理解したが、歳入の部分で県からの支出金とか、繰入金というフォーマットは変わらないままで納付金の支出額だけが変わるという理解でいいんですか。

(事務局)

県の支出金も変わる可能性がありますし、繰入金が大きく変わるかと思えます。

県の支出金で若干増えたとしても、足りない場合は最終的には7款繰入金の財政調整基金の繰入で調整することになるかと思えます。

(B委員)

わかりにくいのは、徴収は市町村がやるということはずっと続くというお話は何っているんですが、その集めたものをそっくり県に入れて、県が必要なものを再配分するというのがすごく根本的な形だと思うんですけど。

今までのやり方というのは入ったものからまたさらに出したり入れたりというのがすごくたくさんあって、現実にはどのお金が動いていて、どのお金が足りないのかがすごくわかりにくいじゃないですか。

最終的に令和10年には全自治体が同じような税率で県下一斉になるわけですよ。

そうすると、今度支出するときには市町によっては差があると思うから、こういう足したり引いたりが必要なんだとは思いますが、非常にわかりにくいですよ。

今回2億くらい増えるわけですけど、その2億増えたのが後ろに示された例の1人当たりの保険料の増加とか。2億を割ったんだったらもっと少ない数字になるなという印象を持ったんだけど、繰入金とかそういうのが変わればまた変わりますよね。

だからその辺も仕組みとして単純になることはないんですか。すごく複雑なことをやっているような気がするんですね。

このままだと、入れたり出したりでどうも最終的に我々の負担がどういう形で上がったたり下がったりするのかがあまり明確ではない。ずっとこのフォーマットじゃないですか。

だから徴収が変わるにしても、ずっとこういう形でやり続けるんですかね。

(事務局)

ちょうど予算策定期間が、納付金が決定されるかもしくは仮算定で出てくるという時期であれば、もう少し単純になるのかと思いますが、納付金が決定される前にどうしても予算を積算しなければならないということがありまして、前年度の金額を参考に予測を立てて予算額をつくりますので、どうしても複雑になってしまう。

(B委員)

おっしゃることは分かるのですが、例えば当初予算といつも歳計額が違うじゃないですか。そういうのは当たり前だと思うんです、それで違うのは。でも今度県が全部一緒にやるとなったら、あなたのところいくら払ってくださいと。それで必要なものを出してもらおう。

そういう原則なんだから、それが一番簡単でしょ。あと例えば総務費というのは人件費みたいなものを出すわけだから、これはこれでまた別に出すと。ただ原則に言えば給付にかかったお金と事務にかかったお金を県が代替をしている市町に払えばいいというのが一番シンプルな話でしょ。

なぜそういう風になかなかならないのかなと。その予算を示すのが、徴収の時期がずれるといってもそれはやっている方が悪いわけでしょう、そう決めている方が。

年度が4月1日に始まるわけだから、4月1日から始まるのに遅滞ないようにやるのが仕事でしょう。

県が全部やるというなら、県はそれを市町が仕事できるように、例えば2月の終わりまでに示すとか、それがあべき姿なのに、そうじゃないということにどこの市町も

疑問を持たないしやはりそのままの形でやり続けるのか。すごく無駄な気がするんですよね。

市町だけでやっていて、その財政によって不足が出るから、何とか助けてくださいとか。あるいは地域格差があるから少しお金入れますとかっていうことをやっているのであればこのフォーマットだと思うんだけど、県が全体でやるなら何かもう少しやり方を変えてもらった方がわかりやすくていいし、格差もすごくわかりやすくなりますよね。

標準税率を納めた、どこの市町はやはり足りなかった。どこの市町はこれだけたくさん使っているけれど、どこの市町は使っていない。その後またインセンティブをつけろという話になってしまうかもしれないけどそこはそれとして、もう少し枠組みとというか、予算だけではなくてね。こういうのが前からたくさんある。

昔は足りないところの市の一般会計から繰入たりとか、もっと複雑だったでしょう。もう少し単純にならないものかと。いつも見せられても、僕は長いこと見てるからわかるけど、いきなり見せられてわかる人は本当に少ないと思う。

県がやるとなればもっと簡単なんだろうとずっと思っていたけれど、このままやり続けるなら、本当に読み解くだけで大変という部分なので。

それこそ市町から県なり国にもっと簡単にならないものかと訴えた方がいいんじゃないですかね。さっきも言ったように概算が出るのが3月末って、そんなのどこも間に合わないじゃないですか。

国の事業でそんなこと言ったら大変でしょう。要するに補正予算がすごく大きくなるということは批判されるということなんだから。それくらいは市町から言ってもいいんじゃないですかね。

(事務局)

大変貴重なご意見ありがとうございました。私どももそのように常々思っているところなんですけど、機会があればこちらからももう少し早くならないのかというような意見は出させていただいております。

しかしながら県においては医療費推計を集計するにあたり、国からの係数を使って医療費係数を立てているというような説明で、なかなかこちらの要望についてお応えいただけていないというのが現状です。

当然、今度統一になった場合は、県内同じ保険税率でいきますのでその時にそういったわかりやすい予算というのができればいいなというふうに実はこちらも思っております。統一に向けた協議の際にこういったことを訴えていきたいというふうに考えております。

(B委員)

これは質問というより、数字を見ているだけで大変なので何かもう少しよくなりませんかと思って言いました。

あともう1ついいですか。

予算総額に対する保健事業費割合というのは、パーセンテージからいうと、どこの市町もあまり変わらないものなんですか。

これと言えば歳出の5款の保健事業費っていうのが当たると思うんですけど。

(事務局)

保健事業費の割合であります。パーセンテージではさほど変わらないかと思えますが、今回700万ほど予算が減ってしまったということで実は所管課としましては、もう少し多めに予算要求はしておりました。

しかしながら、査定段階におきまして実績と照らし合わせての査定がされておまして、正直言いますと健診事業等がまだまだ伸び悩んでいるところがあってこのような結果になっていると、こちらの力不足を感じているところであります。

要求の方はこの数字ではなくもっと多めに要求をしたところではありますが、実績に基づいた査定ということでこの数字になっております。

今後どんどん力を入れて実績を上げていって、もう少し予算が取れるように頑張っていきたいと思えます。

(B委員)

要するにデータヘルスの導入のときは、基本的に疾病の予防に力を入れるということがあって、そのためにアウトカムを出せということでデータヘルスの報告書にもアウトカムが出てくるわけですけど、これも何年も前から指摘してるけど横ばいでなかなか上がらないということで確か去年のやつは指標の見直しみたいなことだったと思うんですね。

ただ国が全体の医療費の話をしている中で、医療DXの活用の中でも、まだ病気になってない段階での保健指導を、国民健康保険でいうと特定健診の特定保健指導に当たると思うんですけど。

データの悪い人を、ご指導申し上げるといえるのか、そういう事業を今度民間にもそれをやらせるっていう方向で特に企業とかの保険者はそれにかかる力を入れていって、実際その検診の2次検診ですよ。精密検査の人たちの受診勧奨とかっていうふうには、ものすごく力を入れていると思うんですね。

それには、もう何かインセンティブがついてるんですよ確か。国民健康保険の場合だと、例えば特定健診の特定保健指導を受ける人の割合がとても少ないわけですよね。

その状況で、実績が上がらないから予算を減らすと余計実績が上がらなくなるんじゃないのかなって思っていて。健診を受ける人のパーセンテージを上げなくちゃいけないって以前インセンティブが付いたわけですけど今はインセンティブが外れたということで。そうするとやはり受診者が少なければ、今度はやはり少ない受診者に対しても指導していかないと、要するに医療費が上がっていくことの対策にはならないと。要は国民健康保険の加入者の年齢層が高くなるとか、いろんなことがあるので、より普通の保険よりも保険金の支払いのパーセンテージとか高いというのも指摘されてるはずなので、もうちょっとそちらの方をやっていかないといけないのに、保健事業費ってどんな風に決まっているのかと思って。

パーセンテージの何か一つの目安みたいなものがあるのかどうか、要するに個々の事業の積算したものがそれになるのか、それともさっき言ったデータヘルスではアウトカムと言ってましたけど、投資に対する、インプットに対するアウトプットって形を見ているのか、それとも出てきたアウトプットだけを見てるのかでやっぱり予算のつけ方が変わってくると思うんですね。

だから、もう少しこちら辺にお金使った方がむしろいいのかなっていうふうには思っているんで、そうじゃないと単純に病気になった人にお金かかった分を払ってあげますよっていう組織になっちゃいますよね。

地域の住民の健康リテラシーを上げて、全体的にかかる金を、減らすとは言わないけど少しでも有効に使えるっていう形に持っていくためには、ここの部分ぐらいしか独自にやれることないんじゃないのかなって思っているんで。健康増進課もいること

だし、一緒になってその辺をやってもらうのが、国保としてはお金の使い方としては正しいんじゃないかなと思うんです。よろしくをお願いします。

(事務局)

予算については、ここに記載の事業の積み上げということですが、医療費の適正化ということで一番大切となるのが、やはり保健事業、B先生がおっしゃったことはその通りでありますので、保険年金課も健康増進課も連携して実績を上げていけるように頑張っていきたいと思います。

(小久保会長)

他にご質問等はございますでしょうか？ A委員。

(A委員)

先ほどB先生からお話があったんですけれども令和10年度から各市町の標準保険料率が同じになったとして、各市町が県に支払う額が足りない場合、その場合には県から援助がくるというイメージなんですか。そこら辺がちょっとよくわからなくて、同じ料率って納付金を払う場合にその納付金が足りないという状況は絶対ありますよね。

そういう場合はどうなのかなと、そこら辺のイメージが湧かないんですが。

(事務局)

県に支払う納付金が足りない場合は今持っているイメージとしましては、その不足分は基金から補って、納付額を納めていくっていうイメージになります。

(A委員)

令和10年からは。

(事務局)

令和10年からも同じです。

(B委員)

多分Aさんがおっしゃっている足りないというのは、要するに医療費がかかってしまったので足りないということですよね。納めるお金が集まらなくて足りないという意味ではなくて、医療費がかかってしまって足りなくなったという話ですよね。

それは結局、なぜ県や国が母体を大きくするといっているか簡単に言うと、非常に人口の少ないところで、例えば予算規模が1億円しかないとします。別のところで大きなところで100億円規模の自治体があったとしますよね。

1億円のところは、例えば今のがんの治療だとか、2、3人すごい治療しちゃうと、お金がなくなっちゃうわけですよ。

それを今まで県とかから余分にもらって埋めてたわけだけど、母体を大きくしちゃえば、100億円のところとか1億円のところなくなるわけですよ。

もっとでかくなって、そうすると足りなくなる心配が少なくなるから、保険というのは相互助け合いだから、自分の使ったものを自分だけで払うわけではないので、使わない人がいればその分だけ余裕ができるわけです。

だから母体がでかい方がいいっていうので市町ではなく県に今している。県が足りなければ、県との差は、国が少し補填する、そういうイメージなので、だからお金が足りなくなっちゃったから、例えば栃木市が納める金額が42億か、それ以上使ったら駄目なのっていうとそういう話ではない。それは対象外です。

(小久保会長)

よろしいですか。他にご質問はございますでしょうか？

ご質問等がなければ、本件は報告事項でありますので、次に移りたいと思います。

続きまして(2)その他であります。事務局から何かございますか。

(事務局)

その他であります。年末に閣議決定された令和7年度税制改正の大綱に盛り込まれました、国民健康保険税に係る改正内容について、ご報告いたします。

こちらは、資料はございませんが、令和7年度税制改正の大綱が、昨年12月27日に閣議決定されまして、その中で国民健康保険税に関して、2点ほど改正されるということで記載がございました。

1つ目が、課税限度額の改正でありまして、その中の基礎課税額（医療給付費分）課税額にかかる限度額が現行の65万円から66万円に、（1万円）引き上げられます。

また、後期高齢者支援金等 課税額にかかる限度額が現行の24万円から26万円に、（2万円）引き上げられます。国の法令上は4年続けての改正でありまして、令和7年度から 介護納付金をあわせた合計で、課税限度額は、109万円となります。

本市の課税限度額につきましては、今年度の保険税率の見直しの際にご協議していただきまして、来年度から106万円になる予定であります。今回の改正によりまして、国の法令上は来年度から109万円になりますので、今後、市長とも協議いたしまして、来年度の本協議会に、引上げについての諮問をさせていただきたいと考えております。

2つ目が、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しについてであります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円から30.5万円とし10,000円引き上げるとされております。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得においても、被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円から56万円と15,000円引き上げるものとされております。

これにより軽減対象者が拡大されることとなります。

なお、この軽減判定所得については、国の法令上3年続けての改正でありまして、今までの通例ですと地方税法施行令等の一部改正は、公布日が3月末日、施行日が4月1日となりますので、被保険者の方に不利益が生じないように対応していきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

（小久保会長）

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（B委員）

軽減判定所得が引きあがったけど、何か計算方法で附則がついていた気がしたんだけれども、何もありませんでしたか。

ただし～はとかあったような気がするけど僕の勘違いかもしれない。

(事務局)

税制大綱の本文で確認しましたのでそちらではちょっと確認できなかったですから、今後国からの通知がありましたら再度確認していきたいと思います。

(小久保会長)

ほかにご意見やご質問はございますか。

(C委員)

限度額の引き上げっていうのは来年度になるということで、減額をするというのは来年度頭からですか。

(事務局)

軽減判定所得の拡大であります。こちらは被保険者に不利益が生じないよう、通例ですと専決処分によりまして、年度当初から拡大をしております。来年度におきましても年度当初から軽減判定を、地方税法施行令に合わせてやっていきたいと思っておりますので市長の専決処分というような取り扱いをしていきたいというふうには考えております。

(小久保会長)

他にご意見やご質問等はございますか。

ご意見等がないようなので、ここで議長の職を解かせていただきたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。

令和7年2月12日

会 長 小久保 かおる

署名委員

署名委員
